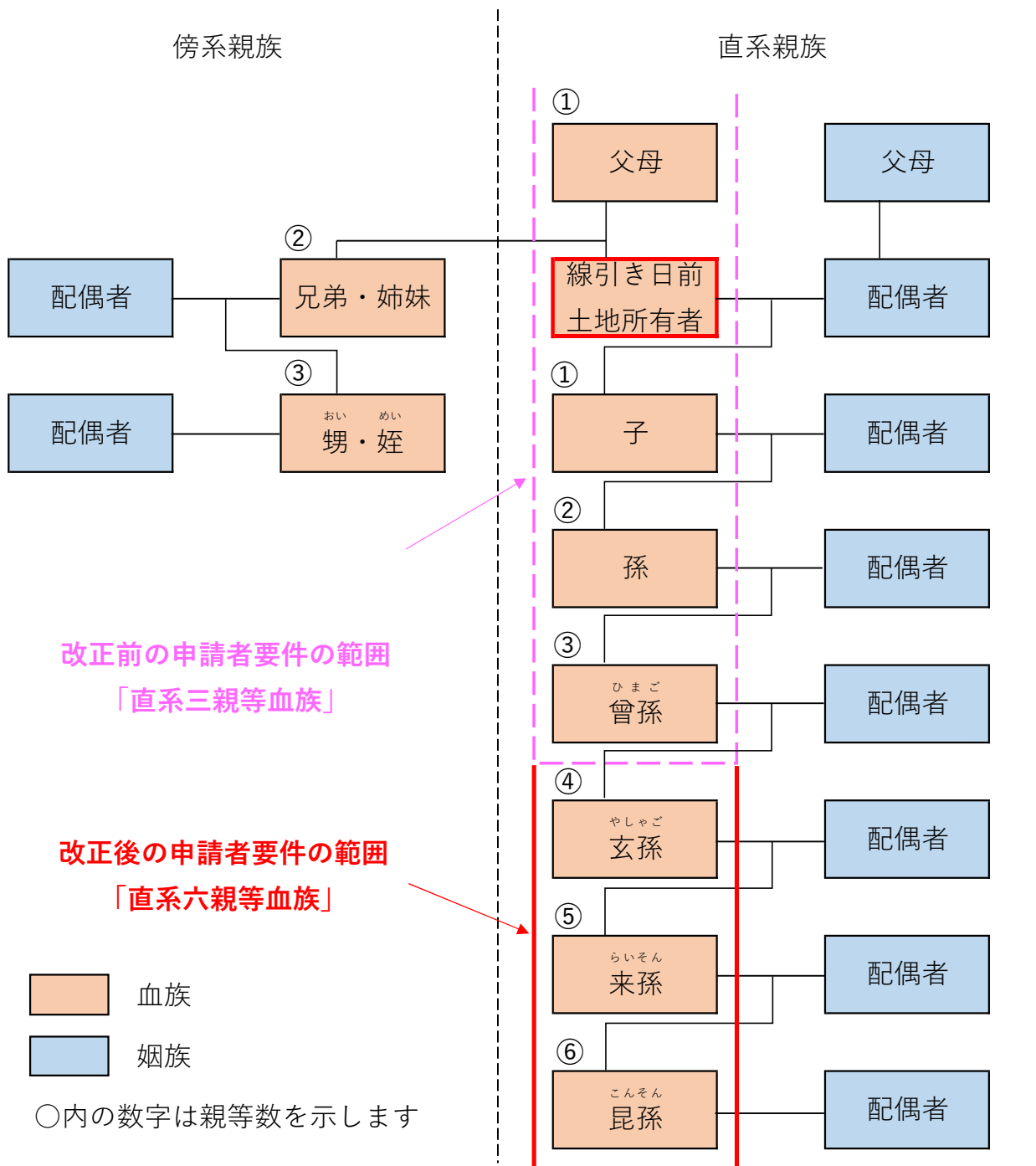


# 館林市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 第3条第1号（分家住宅）の改正について

令和4年4月1日から、分家住宅の開発行為に係る申請者要件のうち、線引き日前から土地を引き続いて所有している者の親族の範囲を「**直系六親等血族**」に改正します。



※線引き日：昭和52年8月31日（市街化区域と市街化調整区域を分けた日）